

# 仕 様 書

## 1. 件 名

電話設備整備工事(室蘭運輸支局入江町庁舎)

## 2. 概 要

別紙設置場所で使用する電話設備の整備工事について仕様を定めるものである。本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版」による。ただし、いずれにも合致しない事項は協議による。

## 3. 納入・設置場所

別紙のとおりとする。

## 4. 規格、構成及び数量

別紙のとおりとする。

## 5. 納入・設置・調整期限

令和1年12月27日

## 6. 瑕疵担保責任

整備工事後1年間を瑕疵期間とする。この期間中に瑕疵があった場合は、受注者は当局の請求により、機器の取替もしくは無償修理を行い、その瑕疵によって生じた損害を賠償するものとする。

## 7. 工事関係図書

- (1) 工事の着手に先立ち工程表を提出すること。
- (2) 工事の進捗状況に対応する写真(デジタルカメラ編集でも可)を提出すること。

## 8. 調達機器の据付等

- (1) 調達機器の据付場所は、担当官が指示する指定場所とする。
- (2) 既設配線の再利用を基本とするが、劣化している場合は新規に張替を行うものとする。
- (3) 関連機器の接続等については、現在の内線番号や各機能を継承し、現状同等の操作が可能であり、運用に混乱が生じないこと。
- (4) 新構内電話交換機設備への切替の際には、システム切替時間を最小限にし、外部との通信が遮断されない様にする事。
- (5) 据付完了後、総合動作試験及び調整を行い、機器の正常稼働を確認するとともに、取扱いに関する説明を行うこと。
- (6) 既設の機器については、担当官の指示に基づき撤去及び処理をするものとする。

## 9. 施工条件

- (1) 閉庁日の8:30~17:15の間で施行すること。
- (2) 上記時間以外に施行を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。
- (3) 施行にあたっては職員及び来客等の危険のないよう十分に配慮して行うこと。
- (4) 本工事に必要な電力は原則として無償支給する。

10. 共通事項

- (1) 電話交換設備に関する技術基準及び関係ある法令規則等を満足するものとする。
- (2) 調達物品は新品とする。

11. 監督・検査

本仕様に基づき、監督職員が必要と認める事項について適宜監督を行う。  
本作業終了後、検査職員が仕様書に基づき検査を行う。

12. その他

- (1) 本機器の設置にあたり、建造物等を損傷、汚損した場合は直ちに報告するとともに、受注者の負担において完全に修復するものとする。
- (2) 設置終了後は、残屑物を処分する等、入念な片づけを行うこと。

設置場所	住所	調達機器等	数量	詳細
北海道運輸局 室蘭運輸支局 (入江町庁舎)	室蘭市入江町1番地 室蘭地方合同庁舎 5階	主装置	1式	
		ひかり電話ユニット	1式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4チャンネル以上(実装3、予備1)</li> <li>・現行アナログ4回線のうち、FAX1回線を除く3回線をひかり電話オフィスAにする。</li> <li>・主装置へひかり電話オフィスAを直接収容。</li> <li>・停電時に60分程度、ひかり電話の利用が可能なこと。</li> </ul>
		アナログ回線ユニット等	1式	・4回線以上(実装2(FAX回線、バックアップ回線)、予備2)
		多機能電話機ユニット	1式	・8回線以上(実装7、予備1)
		標準電話機(24キーボタン以上タイプ)	6台	・ナンバーディスプレイ可能な機器とする。共通電話帳機能を有すること。
		停電時対応電話機(24キーボタン以上タイプ)	1台	・ナンバーディスプレイ可能な機器とする。共通電話帳機能を有すること。
		無停電電源装置	1台	・停電時に60分程度、ひかり電話の利用が可能なこと。
		自動音声応答装置	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日、夜間等業務時間の案内を音声でお知らせでき、使用者が容易に設定変更できるもの。</li> <li>・タイマースケジュールは、PCで専用データ入力ソフトにより簡単に作成・登録できるもの。</li> <li>(参考商品:タカコムAT-D39SIII)</li> </ul>
		サンダーカット「A-2」	1個	2個口
		サンダーカット「TAP-7」	1個	7個口

■電話機等配置図（設置予定）



- …停電用電話機（1台）
- …多機能電話機（6台）
- …主装置